

栄養素等表示基準値及び栄養機能食品に係る食品表示基準(案)について

【意見】

1. 今回の栄養素等表示基準値及び栄養機能食品の改定の検討プロセスについて、以下3点の理由で課題があると考えます。

1) 今回の検討が一般競争入札で業者に依頼されたものであり、消費者庁が主体的に参画していない点

2) 開札による業者決定(7月16日)から成果物納入期限(9月12日)まで、2カ月弱しかないのでため検討期間が十分にとられていない点

3) 検討会議、議事録、検討資料が非公開であるため、どのようなプロセスで結論が導き出されたかが不透明な点

結論として、今回出された提案について、検討不十分として反対します。

2. 栄養機能食品は平成13年度に制度化され、途中で栄養成分の追加はありましたが、栄養機能表示については13年間全く見直しが行われていません。

今回やっつけ仕事で3つの栄養成分を単に追加するのではなく、既存の栄養成分の栄養機能表示についても、この13年間の新しい科学的知見に基づき時間をかけて見直すべきと考えます。

2014年11月14日